

会津美里町 通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年7月 制定

令和元年11月 改定

会津美里町通学路交通安全推進協議会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、会津美里町では平成24年10月に各小学校の通学路において緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路交通安全推進協議会の設置

関係機関の連携を図るため、下記を委員とする「会津美里町通学路交通安全推進協議会」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・福島県会津若松警察署
会津美里分庁舎地域交通課長代理
- ・福島県会津若松建設事務所事業部道路課長
- ・会津美里地区交通安全協会会長
- ・会津美里町自治区長連絡協議会長
- ・会津美里町小中学校長会代表
- ・会津美里町連合父母と教師の会代表
- ・会津美里町総務課長
- ・会津美里町建設水道課長
- ・会津美里町教育委員会教育文化課長

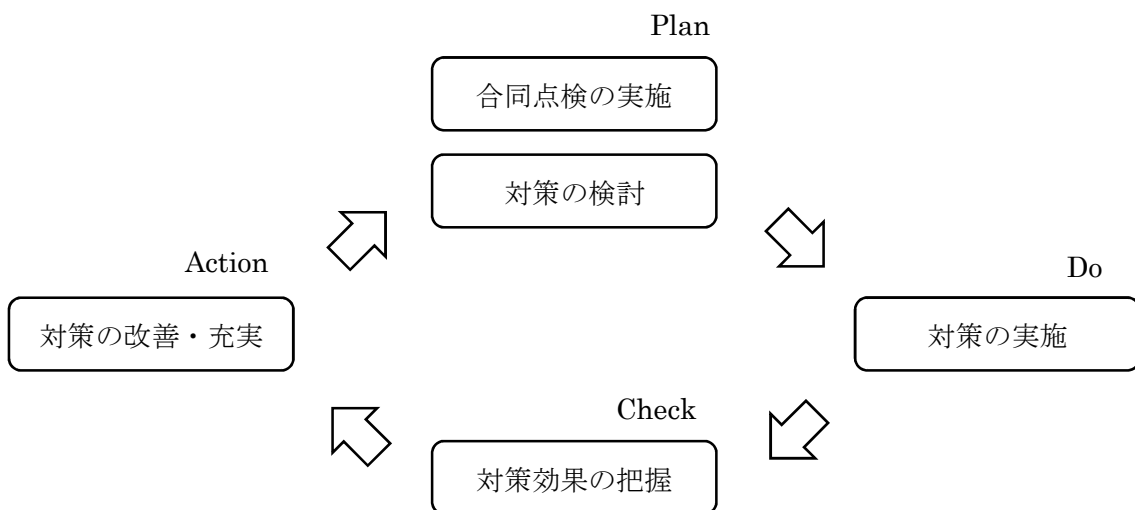
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検：P

○合同点検の実施

- ・町内の小中学校について、それぞれ1年に1回、合同点検を実施します。
- ・効率的、効果的に合同点検を行なうため、通学路交通安全推進協議会において、重点課題を設定します。

○合同点検の体制

- ・小中学校ごとに、学校及び通学路交通安全推進協議会による合同点検を行います。

(3) 対策の検討：P

- ・通学路交通安全推進協議会において、合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、歩道整備・交通標識設置などのハード対策や交通規制・交通安全教育などのソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施：D

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握：C

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒が安全になったと感じているのか等を確認するため、学校へのアンケートの実施など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実：A

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・小中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、町のホームページ上で公表します。

別添1 対策一覧図

別添2 対策箇所図

5 未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保

令和元年6月18日付け府政共生第160号「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について（内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（交通安全対策担当）通知）」により、令和元年9月末日までに、町内のこども園において集団移動経路等における危険箇所の抽出及び合同点検を実施する必要性が生じたことから、令和元年度は、本協議会において、こども園についても危険箇所を確認し、小中学校と併せて合同点検を実施するものとします。

令和2年度以降についても、必要性が生じた場合には同様に実施するものとします。